

栃木県浄化槽保守点検業者

登録申請等事務の手引

－ 令和 8（2026）年 8 月改正版 －

栃木県環境森林部環境保全課

目 次

第 1	登録制度の概要	1
第 2	登録を受けるための要件	1
第 3	登録の有効期間	2
第 4	登録を受けるための手続	2
1	登録申請書類の準備	2
2	登録申請手数料の納入	2
3	登録申請書類の提出	2
4	その他	2
第 5	登録を受けたあとの届出	4
1	変更の届出	4
2	廃業等の届出	5
第 6	浄化槽保守点検業務の実施	6
1	保守点検	6
2	業務の実施	7
3	浄化槽管理者等への清掃の通知	7
4	浄化槽管理士証の携帯等	7
5	浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修の受講	7
6	標識の掲示	8
7	帳簿の備付け等	8
第 7	浄化槽保守点検業者登録簿の謄本交付等	8
第 8	記載要領	9
1	申請書等の作成	9
(1)	別記様式第 1 号 浄化槽保守点検業登録申請書	9
(2)	別記様式第 2 号 誓約書	10
(3)	別記様式第 3 号 器具明細書	10
(4)	別記様式第 4 号 保守点検業登録申請者の略歴書	10
(5)	別記様式第 5 号 浄化槽管理士の略歴書	11
(6)	別記様式第 6 号 事業計画書	11
2	その他の書類、標識の作成	11
(1)	別記様式第 8 号 浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付・閲覧請求書	11
(2)	別記様式第 9 号 浄化槽保守点検業登録事項変更届出書	12
(3)	別記様式第 10 号 浄化槽保守点検業廃業等届出書	12
(4)	別記様式第 11 号 浄化槽管理士証	12
(5)	別記様式第 12 号 浄化槽保守点検業者登録票	13
第 9	問合せ先	

第1 登録制度の概要

「浄化槽法（以下「法」という。）」は、昭和58（1983）年5月に制定され、昭和60（1985）年10月1日に施行されました。

この法律は、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制を行うこと等により、公共用水域等の水質保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的としています。

本県では、このうちの浄化槽の保守点検について、「栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（以下「条例」という。）」を制定しており、浄化槽の保守点検を業とする者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）は、知事の登録を受けなければ、栃木県内（宇都宮市を除く。）においてその業を営むことができません。

※ 宇都宮市内において浄化槽の保守点検業を営む場合、「宇都宮市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」により、宇都宮市の登録を受けなければいけません。

第2 登録を受けるための要件

浄化槽の保守点検とは、「浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする作業」（法第2条第3号）のことです。浄化槽は、汚水を微生物の働きで浄化する施設ですので、浄化槽の設置後の維持管理のうち、保守点検が適正に行われることが非常に大切です。

このような浄化槽の保守点検の重要性に鑑み、その業務に従事する者の資格として「浄化槽管理士」という制度が設けられています。

本県においては、浄化槽保守点検業の登録に当たって、この浄化槽管理士がいることを要件としております。

このほか、登録を受けられない欠格要件として次の事項が定められています（条例第5条第1項第1号から第9号まで）。

- 1 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 2 浄化槽保守点検業の登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者（浄化槽保守点検業者が法人である場合には、その取消しの日前30日以内にその法人の役員であった者を含む。）
- 3 知事から事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 4 登録申請書類中に重要な事項について虚偽の記載をしたり、重要な事実の記載を欠いているとき
- 5 浄化槽保守点検業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が1から3又は6のいずれかに該当するもの
- 6 法人でその役員のうちに1から3又は5までに該当する者があるもの
- 7 県内に営業所を有していない者
- 8 営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置いていない者
- 9 営業所ごとに規則で定める器具を備えていない者

第3 登録の有効期間

平成28（2016）年4月1日から、登録の有効期間は3年から5年となりました（条例第2条第2項）。また、令和5（2023）年4月1日から、この期間の設定は、新規登録にあっては登録をした日から起算して5年間となりました。この場合、当該期間の末日が日曜日等の休日であっても、その日をもって満了することとなります。

また、5年を超えて引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする場合には、期間満了の日までに最初の登録を受けた時と同様の手続により登録の申請をしなければならず、手続を怠れば期間満了とともにその効力を失うことになり、引き続いて営業することができなくなります。なお2回目以降における登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年間です（条例第2条第3項）。

さらに、2回目以降の登録の申請がなされている場合であって有効期間の満了の日までにその申請に対し登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、有効期間満了後もその処分がなされるまで従前の登録は効力を有するとされています（条例第2条第4項）。

第4 登録を受けるための手続

1 登録申請書類の準備

登録申請に必要な書類は、表1に掲げるとおりです（条例第3条、規則第2条から第4条まで）。これらの書類のそれぞれの記載方法については、「第8 記載要領（9ページ）」において具体的に説明しています。

また、備え付ける器具については、表2のとおり定められています（規則第16条）。

2 登録申請手数料の納入

登録を受けようとする者は、次のいずれかの方法により手数料を納入してください。

(1) 栃木県収入証紙による納入

登録申請書（正本1部のみ）に、栃木県収入証紙29,500円分を貼り付けしてください（消印をしないこと）。

(2) POSレジによる納入

登録申請書の提出先（「第9 問合わせ先（P13）参照」）の窓口で、POSレジにより29,500円を納入し、そのレシートを窓口へ持参してください。

(3) 電子収納による納入

栃木県電子申請システムで申込み後、任意の方法で納入し、整理番号（12桁）を登録申請書の余白に記載してください。

なお、電子申請システムで申込みが完了してから納入までの有効期限は14日です。14日を過ぎて納入を行う場合は、改めて電子申請システムから申込みが必要です。

3 登録申請書類の提出

登録申請書及び添付書類を一緒にとじ、「第9 問合わせ先（13ページ）」の表を参考に主たる営業所を管轄する環境森林事務所、小山環境管理事務所又は栃木県環境森林部環境保全課（以下「環境森林事務所等」という。）に、正本1部及び副本1部（申請者控え）を提出してください。

登録手数料を栃木県収入証紙または電子収納により納入する場合は、登録申請書類を郵送で提出することができます。郵送で提出する場合、副本を返送するための切手を貼付した返信用封筒

を同封してください。

2以上の営業所（ただし、宇都宮市に所在する同市内でのみ保守点検業を営む営業所を除く。）を有しているときには、従たる営業所を管轄する環境森林事務所等の数の副本も合わせて提出してください。

なお、更新の登録申請の場合、登録の有効期間満了日の3か月前から申請受付します。

4 その他

新規登録申請の場合、登録申請書の審査に当たり、環境森林事務所等の職員が営業所の現地確認を行います。

また、必要に応じ、表1に掲げるもの以外の書類等の提示又は提出を求めることがあります。

審査を経て登録がなされると、知事等から登録申請者に対し、登録通知書を送付します（条例第4条第2項）。

表1 登録申請書と添付書類

	様式 番号	書類の種類	要否		備考
			法人	個人	
登録 申請書	第1号	浄化槽保守点検業登録申請書	○	○	
添 付 書 類	第2号	誓約書	○	○	・保守点検業登録申請者が欠格要件に該当しないことを誓約する書面 ・申請者が法人であるときはその代表者が、個人であるときはその者が誓約すること
	第3号	器具明細書	○	○	
	第4号	保守点検業登録申請者の略歴書	○	○	・法人は役員全員の略歴書、個人は本人又は法定代理人の略歴書
		登記事項証明書	○		・発行から3か月以内のもの
		住民票の抄本(個人番号が入っていないもの)又はこれに代わる書面		○	・発行から3か月以内のもの ・コピー不可
	第5号	浄化槽管理士の略歴書	○	○	・浄化槽管理士全員について作成
		浄化槽管理士の住民票の抄本(個人番号が入っていないもの)又はこれに代わる書面	○	○	・発行から3か月以内のもの ・コピー不可
		浄化槽管理士免状の写し	○	○	・浄化槽管理士免状を環境森林事務所等に持参し照合を受けること
	第6号	事業計画書	○	○	
		営業所を自ら所有する場合には、それを証明する書類 借用する場合には、契約書の写し	○	○	・証明する書類としては例えば建物の登記事項証明書、納税証明書等がある。発行から3か月以内のもの ・賃貸借契約書の場合、環境森林事務所等に持参し、照合を受けること
		営業所の案内図	○	○	・付近の目標物等を記入

		営業所の平面図	○	○	・ 1 / 100 程度
		浄化槽の保守点検に関する記録票	○	○	
		引き続きの登録の場合には、浄化槽の保守点検に係る研修を修了したことを証する書類の写し	○	○	・ 登録する浄化槽管理士全員分を提出すること ・ 直近の登録の有効期間に受講した研修のものを提出すること
その他		県ホームページ掲載に関する同意書（任意）		○	・ 個人であって、県ホームページ掲載に同意する場合は提出

注 様式番号は規則の別記様式に該当する。

表2 器具

名称	例示
水素イオン濃度指数測定器具	pHメーター又は比色法にあつては比色管
塩素イオン濃度測定器具	滴定法にあつてはピペット又はビューレット イオン電極法にあつては塩素イオンメーター
亜硝酸性窒素測定器具	GR試薬
残留塩素濃度測定器具	比色法にあつては比色管
透視度測定器具	透視度計
汚泥沈でん率測定器具	メスシリンダー
溶存酸素濃度測定器具	DOメーター
温度測定器具	水温計
テスター	
水準測定器具	水準器
空気流量測定器具	フローメーター
スカム、汚泥厚測定器具	スカム、汚泥厚測定管又はスカム、汚泥厚測定棒

第5 登録を受けたあとの届出

1 変更の届出

登録を受けたあと、表3の左欄に掲げる事項に変更が生じた場合には、同表に掲げる区分に従って必要な書類を添付して、浄化槽保守点検業登録事項変更届出書（別記様式第9号）を変更のあった日から30日以内に所轄の環境森林事務所等に提出しなければなりません（条例第6条第1項、規則第13条）。

表3 変更の届出事項と提出書類

法人	個人	変更事項	添付書類
	○	氏名	・住民票の抄本（個人番号が入っていないもの） 又はこれに代わる書面
	○	住所	〃
○		名称	・登記事項証明書
○		代表者の氏名	〃
○		主たる事務所の所在地	〃
○	○	営業所の名称	なし
○	○	営業所の所在地	・営業所を自ら所有する場合には、それを証明する書類（借用する場合にはその契約書の写し）、 当該営業所の案内図及び平面図
○		役員の氏名	・登記事項証明書 ・新たに役員となる者がある場合には誓約書（別記様式第2号）及び当該役員の略歴書（別記様式第4号）
○	○	営業区域	・事業計画書（別記様式第6号）
○	○	浄化槽管理士の氏名、浄化槽管理士免状の交付番号、所属する営業所の名称及び担当する営業区域	・事業計画書（別記様式第6号） ・新たに浄化槽管理士となる者がある場合、その者の住民票の抄本（個人番号が入っていないもの）又はこれに代わる書面、略歴書（別記様式第5号）及び浄化槽管理士免状の写し

2 廃業等の届出

1による変更の届出のほか、表4の左欄に掲げる事項の一に該当するに至った場合には、同表の右欄に掲げる者は、30日以内浄化槽保守点検業廃業等届出書（別記様式第10号）を所轄の環境森林事務所等に提出しなければなりません（条例第7条第1項、規則第14条）。

表4 廃業等の届出

廃業等の届出事項	届出をすべき者
1 死亡した場合	その相続人
2 法人が合併により解散した場合	その役員であった者
3 法人が破産により解散した場合	その破産管財人
4 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合	その清算人
5 浄化槽保守点検業を廃止した場合	浄化槽保守点検業者であった個人又は浄化槽保守点検業者であった法人の役員

第6 浄化槽保守点検業務の実施

1 保守点検

浄化槽の保守点検は、浄化槽法施行規則（以下「省令」という。）第2条第1号から第18号までに規定されている技術上の基準に基づいて行ってください。

なお、保守点検の回数については、省令第6条で浄化槽の処理方式ごとに、以下のとおり定められています。

(1) みなし浄化槽※

※ 法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律附則第2条の規定により浄化槽とみなされたもの

処理方式	浄化槽の種類	期間
全ばっ気方式	処理対象人員が20人以下の浄化槽	3月
	処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	2月
	処理対象人員が301人以上の浄化槽	1月
分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式 単純ばっ気方式	処理対象人員が20人以下の浄化槽	4月
	処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	3月
	処理対象人員が301人以上の浄化槽	2月
散水ろ床方式 平面酸化方式 地下砂ろ過方式		6月
備考	この表における処理対象人員の算定は、日本産業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302）」に定めるところによるものとする。ただし、1未満の端数は、切り上げるものとする。	

(2) 浄化槽

処理方式	浄化槽の種類	期間
分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式	処理対象人員が20人以下の浄化槽	4月
	処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	3月
活性汚泥方式		1週
回転板接触方式 接触ばっ気方式 散水ろ床方式	1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1週
	2 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（1に掲げるものを除く。）	2週
	3 1及び2に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3月
備考	この表における処理対象人員の算定は、日本産業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302）」に定めるところによるものとする。ただし、1未満の端数は、切り上げるものとする。	

注1 環境大臣が定める浄化槽については、環境大臣が定める回数とする。

2 駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、必要に応じて行う。

2 業務の実施

浄化槽保守点検業者が、浄化槽の保守点検を行うときは、浄化槽管理士の資格を有する者が行うか又は現場において監督する必要があります（条例第9条第1項）。

この場合、現場において監督するとは、浄化槽管理士が直接、保守点検作業を行わないときにあっても、現地にいて作業状況のチェックを行い、作業結果の最終的な判断をくだせる立場にある場合をいいます。

また、浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行ったときは、その記録を2部作成し、1部を浄化槽管理者に交付し、1部を自ら3年間保存しなければなりません（省令第5条第2項及び第9項）。

3 浄化槽管理者等への清掃の通知

浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った結果、浄化槽の清掃が必要であると認められたときは、その旨を浄化槽管理者及び当該浄化槽管理者が浄化槽の清掃を委託している場合にあっては、委託を受けている浄化槽清掃業者にスカム厚、汚泥厚、ばっ気槽混合液の汚泥沈でん率等を通知しなければなりません（条例第9条第2項、規則第17条）。

4 浄化槽管理士証の携帯等

浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に浄化槽の保守点検を行わせるときは、浄化槽管理士証（別記様式第11号）を携帯させなければなりません（条例第9条第3項）。

この浄化槽管理士証は、浄化槽保守点検業者が浄化槽管理士に対して発行するものです。

したがって、その発行に責任を持つとともに、浄化槽管理士が退職等により従業員でなくなったときには、回収をするなど常に浄化槽管理士証の現状を把握しておかなければなりません。

なお、浄化槽管理士の資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら浄化槽の保守点検を行うときも携帯しなければなりません。

この浄化槽管理士証の記載方法は、「第8 記載要領2(4) 別記様式第11号 浄化槽管理士証(12ページ)」に掲げてあります。

5 浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修の受講

浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修の機会を与えなければいけません（条例第9条の2）。

受講する研修は、行政機関、指定検査機関、(公財)日本環境整備教育センター又は各自治体が条例で定める指定研修機関が実施するもので、下記の内容を含むものでなければなりません。

- 浄化槽行政の動向
- 浄化槽の構造と機能
- 浄化槽の保守点検と清掃

また、登録の有効期間満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする場合には、浄化槽保守点検業登録申請書に、登録しようとする浄化槽管理士全員の、研修を修了したことを証する書類

の写しの添付が必要です（規則第4条第1項）。なお、登録の有効期間に1回以上研修を受講させ、直近の登録の有効期間に受講した研修のものを添付してください。

6 標識の掲示

浄化槽保守点検業の登録を受けた者は、その営業所ごとに、その見やすい場所に、浄化槽保守点検業者登録票（別記様式第12号）を掲げなければなりません（条例第10条、規則第19条）。

これは、浄化槽保守点検業者が、条例に基づき登録を受けた業者であることを示し、浄化槽保守点検業者登録票には氏名又は名称、登録番号、浄化槽管理士の氏名等を掲げ、業者の内容が明らかにされるようになっていきます。

この浄化槽保守点検業者登録票の記載方法は、「第8 記載要領2(5) 別記様式第11号 浄化槽保守点検業者登録票（13ページ）」に掲げてあります。

7 帳簿の備付け等

浄化槽保守点検業者は、その営業所ごとに帳簿を備え、委託者の氏名及び住所、浄化槽の設置場所、保守点検年月日、保守点検の結果等を記載しておかなければなりません（条例第11条、規則第20条）。

この帳簿は、浄化槽の保守点検の契約を締結している浄化槽ごとに作成し、かつ、浄化槽管理者との保守点検に関する委託契約書又はその写しを添付しなければなりません（規則第20条第2項）。

なお、これらの帳簿及び添付書類は各事業年度（事業年度の定めのないときは、毎年4月1日から翌年3月31日まで）の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後3年間当該帳簿及び添付書類を保存しなければなりません（規則第20条第3項）。

8 立入検査

1～7の業務実施状況を確認するために、県が立入検査を行う場合があります。

第7 浄化槽保守点検業者登録簿の謄本交付等

知事等から登録を受けた浄化槽保守点検業者は、浄化槽保守点検業者登録簿に登録されており、この登録簿については、だれでも閲覧を求められ、さらにその謄本の交付が受けられるようになっています（条例第4条第3項）。

登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者は浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付・閲覧請求書（別記様式第8号）を知事に提出しなければなりません（規則第6条）。この浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付・閲覧請求書の記載方法は「第8 記載要領2(1) 別記様式第8号 浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付・閲覧請求書（11ページ）」に掲げてあります。

なお、この請求書の提出先及び閲覧場所等については、次のとおりです。

- 1 提出先 栃木県環境森林部環境保全課
- 2 閲覧場所 栃木県環境森林部環境保全課
- 3 閲覧時間等 午前8時30分から午後5時15分

ただし、土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日から1月3日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいう。）は

閲覧所の定期休日です。

第8 記載要領

1 申請書等の作成

浄化槽保守点検業登録申請書は、浄化槽保守点検業を営もうとする登録申請者が、法及び条例に適合する浄化槽保守点検業者であるかどうか、登録することが可能かどうかを判断する重要なものです。この書類の重要な事項について虚偽の記載があれば、登録を受けられないか、登録を受けた後であっても登録を取り消されることになっています。また、このような理由で登録を取り消された場合には、登録の取り消しの日から2年を経過しなければ新たに登録を受けられないことになるため、十分注意して作成することが必要です。

(1) 別記様式第1号 浄化槽保守点検業登録申請書

ア 浄化槽保守点検業の登録を受けるには、この浄化槽保守点検業登録申請書（別記様式第1号）のほか、誓約書（別記様式第2号）以下の添付書類を添えて主たる営業所を管轄する環境森林事務所等に提出すること。

イ 登録の申請をするときは、条例第5条第1項に掲げる欠格要件に該当しないこと。

ウ 登録を受けようとするときには、浄化槽保守点検業登録申請手数料として29,500円を次のいずれかの方法により納入すること。

(ア) 栃木県収入証紙による納入

栃木県収入証紙を申請書（正本1部）の収入証紙等貼付欄に貼り付けること（消印をしないこと）。

(イ) POSレジによる納入

受付機関のPOSレジにより納入し、そのレシートを窓口へ持参すること。

(ウ) 電子収納による納入

栃木県電子申請システムから任意の方法により納入し、整理番号（12桁）を登録申請書の余白に記載すること。

エ 日付については、元号により記載すること。

オ 「氏名」の欄には、申請者が法人である場合は商号又は名称、代表者の氏名を記載し、申請者が個人である場合は商号又は名称及び氏名を記載すること。

カ 「営業所」の欄には、主たる営業所だけでなく県内に所在する浄化槽保守点検業を営むすべての営業所（ただし、宇都宮市に所在する同市内でのみ保守点検業を営む営業所を除く。）について記載すること。

キ 「役員氏名等」の欄には、合名会社の社員又は合資会社の無限責任社員、株式会社の取締役、法人格のある各種の組合の理事等を記載し、監査役・監事及び事務局長等は本欄の役員に含まれないので記載しないこと。

ク 「営業区域」の欄には、栃木県の区域（宇都宮市を除く。）において保守点検業を営むすべての市町名を記載すること。

ケ 「浄化槽管理士の氏名、浄化槽管理士免状の交付番号、所属する営業所の名称及び担当する営業区域」には、浄化槽管理士が置かれている営業所がわかるように「浄化槽管理士氏名」欄と「営業所名」欄は各々対応させて記載すること。また「担当営業区域」の欄には浄化槽管理士が担当する市町の名称を記載すること。

なお、原則として、その営業所に置く全ての浄化槽管理士について記載すること。

コ 「他の都道府県知事等への登録状況」の欄には、登録を既に受けているもの及び登録を申請しようとしているものについて記載すること。前者の場合は都道府県等の名称と登録番号とを併せて記載し、後者の場合は登録申請しようとしている都道府県等の名称のみ記載すること。なお、他の都道府県知事等からの登録がない場合は「なし」と記載すること。

サ 「申請時において既に受けている登録」の欄は、登録の申請の際に、既に受けている従前の浄化槽保守点検業の登録について記入すること。

(2) 別記様式第2号 誓約書

ア 申請者が法人である場合のその役員及び申請者が成年と同一の能力を有しない未成年者の場合のその法定代理人が次の(ア)～(カ)に掲げる者に該当するときは、登録は受けられず、また、登録を受けた後においても、その登録を取り消されることとなります。誓約書は、これらすべての者が個々に提出すべきですが、本県では申請者が法人であるときはその代表者が、個人であるときはその者が、その旨を誓約すればよいこととしています。

(ア) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(イ) 第13条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

(ウ) 第13条第1項の規定により登録を取り消された者が法人である場合において、当該取消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から2年を経過しないもの

(エ) 第13条第1項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(オ) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が(ア)から(エ)又は(カ)のいずれかに該当するもの

(カ) 法人でその役員のうち(ア)から(オ)までに該当する者があるもの

イ 「申請者」の欄は、浄化槽保守点検業登録申請書（別記様式第1号）の記載要領に準じて記載すること。

ウ 「法定代理人」とは、未成年者が法律行為を行う場合に、同意を得ることが必要とされる法律上の代理権を有する者をいい、未成年者が浄化槽保守点検業を営む場合には、法定代理人を選任しなければなりません。

エ 日付については、元号により記載すること。

(3) 別記様式第3号 器具明細書

ア この器具明細書は、営業所ごとに作成すること。

イ 「型式又は性能」、「数量」及び「購入年月日」の欄には、「器具の名称」の欄とそれぞれ対応させて記載すること。

ウ 「形式又は性能」の欄には、「〇〇製〇〇」又は「－5℃～100℃」等と記載すること。

エ 数量が2以上ある場合、「購入年月日」の欄は、直近の購入年月日を記載すること。

(4) 別記様式第4号 保守点検業登録申請者等の略歴書

ア この略歴書は、登録申請者が法人である場合には、浄化槽保守点検業登録申請書（別記様式第1号）の「役員の氏名」欄に記載した役員全員について作成すること。登録申請者が個

人である場合には、申請者本人又は法定代理人について作成すること。

イ 「本人

法人の役員

法定代理人（個人）

法定代理人（法人）の役員」については、不要のものを消すこと。

ウ 「職名」の欄には、登録申請時における職名を記載するものとし、登録申請者が法人の場合には「代表取締役」「専務取締役」「常務取締役」等と記載し、登録申請者が個人の場合には「事業主」等と記載すること。

エ 「最終学歴」の欄には、「〇〇区立〇〇中学校卒業」「〇〇県立〇〇高等学校卒業」「〇〇大学〇〇学部卒業」等と記載すること。

オ 「略歴」の欄には、現在に至るまでの主な職歴を記載し、特に浄化槽保守点検に関する職歴についてはすべて記載すること。

カ 「賞罰」の欄には、浄化槽保守点検業についての行政処分及び行政罰はもとより、その他の賞罰についても記載するものとし、該当することが何もない場合には「なし」と記載すること。

キ 日付については、元号により記載すること。

(5) 別記様式第5号 浄化槽管理士の略歴書

ア この略歴書は、営業所ごとにおかれる浄化槽管理士として浄化槽保守点検業登録申請書に記載した浄化槽管理士について作成すること。

イ 「営業所名」の欄には、所属する営業所の名称を記載すること。

ウ 「従事した職務内容」の欄には、従事した職務の内容及び職名を記載し、特に浄化槽保守点検の実務経験が明らかになるように具体的に記載すること。

エ その他の欄については、保守点検業登録申請者等の略歴書（別記様式第4号）の記載要領により記載すること。

(6) 別記様式第6号 事業計画書

ア この事業計画書は、栃木県内（宇都宮市を除く。）での保守点検業に関して記載すること。

イ 「浄化槽保守点検業に従事する従業者の数」の欄には、申請日現在保守点検業に従事する数を記載すること。

ウ 「左記の従業員の数のうち浄化槽管理士の数」の欄には、保守点検業に従事する者のうち、浄化槽管理士の資格を有する者の数を記載すること。

エ 「左記の浄化槽管理士のうち浄化槽法に基づく技術管理者の数」の欄には、浄化槽管理士のうち技術管理者の資格を有する者の数を記載すること。

オ 「保守点検の契約をしている浄化槽の基数」の欄には、申請日現在栃木県で保守点検を行っている浄化槽を処理方式別、人槽別等に区分し記載すること。なお、本県で初めて業を行う場合には、申請日から1年程度後の見込み数を記載すること。

カ 小計の欄の（ ）書きは、保守点検を行っている浄化槽のうち、処理対象人員501人以上の浄化槽を内数として記載すること。

キ 「1年間の業務日数」の欄については、浄化槽保守点検業者として1年間に浄化槽の保守点検を行う日数を記載すること。

ク 「保守点検料金」の欄には、法定検査の料金も含めて記載すること。なお、欄内に記入しきれない場合には、「別紙のとおり」と記入し、料金表を添付すること。

2 その他の書類、標識の作成

別記様式第8号から第12号までの書類等は、登録申請の際、必ずしも提出を必要とするものではありませんが、浄化槽保守点検業を営む場合等に必要となる重要なものです。

(1) 別記様式第8号 浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付・閲覧請求書

ア 浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧又は謄本の交付を請求しようとする場合は、この請求書に所定の事項を記載して知事に提出すること。

(提出先 栃木県環境森林部環境保全課)

イ 浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付を請求するときは、交付手数料として謄本1通につき420円を次のいずれかの方法により納入すること。

(ア) 栃木県収入証紙による納入

栃木県収入証紙を請求書の収入証紙等貼付欄に貼り付けること（消印をしないこと）。

(イ) POSレジによる納入

栃木県庁本庁舎（生協）のPOSレジにより納入し、そのレシートを窓口へ持参すること。

(ウ) 電子収納による納入

栃木県電子申請システムから任意の方法により納入し、整理番号（12桁）を請求書の余白に記載すること。

ウ 「謄本交付・閲覧」については、いずれか不要のものを必ず消すこと（2カ所）。

エ 日付については、元号により記載すること。

オ 「請求者」の欄には、請求する本人の住所と氏名を記載すること。

カ 閲覧の請求の場合は、※の欄は記載しないこと。

キ 2以上の浄化槽保守点検業者につき登録簿の謄本の交付をする場合は、それぞれの業者につき謄本交付請求書を作成すること。

(2) 別記様式第9号 浄化槽保守点検業登録事項変更届出書

ア 日付については、元号により記載すること。

イ 「届出者」の欄には、届出者が法人である場合は商号又は名称、代表者の氏名を記載し、届出者が個人である場合は商号又は名称及び氏名を記載すること。

ウ 「変更前」「変更後」の欄には、変更のあった事項についてそれぞれ対応させて記載すること。また、変更のあった事項が役員の氏名及び役名である場合は、変更のない役員も含め役員全体について記載すること。また、変更のあった事項が浄化槽管理士である場合は、変更のあった浄化槽管理士の専任・非専任の別、管理士免状の交付番号、所属する営業所及び担当営業区域についても併記すること。

(3) 別記様式第10号 浄化槽保守点検業廃業等届出書

ア 日付については、元号により記載すること。

イ 届出者は「表4 廃業等の届出（5ページ）」の右欄に掲げるとおりとすること。

ウ 「届出者」の欄には、届出者が法人である場合は商号又は名称、代表者の氏名を記載し、届出者が個人である場合は商号又は名称及び氏名を記載すること。

エ 「浄化槽保守点検業者の氏名」、「浄化槽保守点検業者の住所」及び「登録の年月日及び

番号」の欄には、それぞれ廃業等になる前の当該保守点検業者に該当した事項を記載すること。

オ 「廃業等の理由」の欄には、「表4 廃業等の届出（5ページ）」の左欄から該当するものを記載すること。

カ 「浄化槽保守点検業者との関係」の欄には、イの届出者に掲げる者のうち届出者が該当する関係を記載すること。

(4) 別記様式第11号 浄化槽管理士証

ア 「浄化槽管理士証」は、浄化槽管理士を雇用する「浄化槽保守点検業者」が記入し、発行するものであること。

イ 日付については、元号により記載すること。

ウ 発行者の「氏名」欄には、発行者が法人である場合は商号又は名称、代表者の氏名を記載して代表者印を押印し、発行者が個人である場合は商号又は名称及び氏名を記載して押印すること。

(5) 別記様式第12号 浄化槽保守点検業者登録票

ア 浄化槽保守点検業者は、その営業所ごとに浄化槽保守点検業者登録票を掲げなければなりません。

イ 「氏名又は名称」の欄には、浄化槽保守点検業者が法人である場合は商号又は名称を、個人である場合は商号、名称又は氏名を記載すること。

ウ 「代表者の氏名」の欄は、個人の場合は記載の必要はありません。

エ 「営業所に専任の浄化槽管理士の氏名及び免状の交付番号」の欄には、条例第8条第3項の規定に基づき営業所に置かれる専任の浄化槽管理士について記載すること。

第9 問合せ先

条例に係る登録申請事務等の問合せは、最寄りの環境森林事務所等にお寄せください。

名 称	住所・電話番号	担 当 区 域
県西環境森林事務所 環境対策課	日光市瀬川51-9 TEL：0288-23-1000	鹿沼市 日光市
県東環境森林事務所 環境対策課	真岡市荒町116-1 TEL：0285-81-9002	真岡市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町
県北環境森林事務所 環境対策課	大田原市本町2-2828-4 TEL：0287-22-2277	大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町
県南環境森林事務所 環境対策課	佐野市堀米町607 TEL：0283-23-4445	足利市 佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課	小山市犬塚3-1-1 TEL：0285-22-4309	栃木市 小山市 下野市 壬生町 野木町
環境森林部環境保全課 水環境担当	宇都宮市塙田1-1-20 TEL：028-623-3189	宇都宮市